

## 母性健康管理措置に伴う助成金申請に係る添付書類チェックリスト (休暇制度導入助成金)

添付書類に不足がないか確認してください

チェック	事業場名	
		母性健康管理措置による休暇制度導入助成金 支給申請書【様式第1号】
		労働者災害補償保険加入が確認できる書類（労働保険関係成立届の事業主控（監督署受理済のもの）、概算保険料申告書、年度更新申告書など）
		母性健康管理指導事項連絡カード等医師等の指導事項の書かれた書類 無い場合：①母性健康管理指導事項確認書【様式第2号】、②母子手帳の写し ③ 休暇簿（5日以上の休暇となっていること）
		出勤簿またはタイムカードの写し（休暇の確認及び休暇開始前の勤務実態確認）
		賃金台帳写し（賃金が支払われていることが確認できること）
		年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われていることが確認できる資料（制度の周知資料または就業規則） ※初回申請のみで可
		有給休暇制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を労働者に周知したことが分かる書類（職場内のすべての労働者に対して周知されており、周知した日が分かるものであること。） ※初回申請のみで可
		対象労働者の所定労働日が確認できる書類（労働条件通知書・就業規則・勤務カレンダー等、シフト・交代制をとっている場合は、対象労働者の具体的な労働日・休日や労働時間を当該労働者に対して示した、勤務カレンダー、シフト表等）
		振込先口座が確認できる書類（通帳またはキャッシュカード、口座名義、銀行名（支店名）、種類、口座番号が分かるものに限る）
<p>※申請書を提出される事業主の皆様へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書を郵送する場合、申請期間内に消印があっても、労働局への到達日が申請期限を徒過している場合は受理できません。</li> <li>・ 休暇制度の規定された就業規則は助成金の要件ではありませんが、常時10人以上の労働者を使用する場合は、新たな休暇制度を設けた場合遅滞なく就業規則を変更し労働基準監督署へ届け出る必要があります。</li> <li>・ 1事業場（労働保険適用事業場単位）1回限りの申請です（令和2年度の休暇取得支援コースや休暇取得支援助成金を受給していないことが必要です）。</li> <li>・ 「休暇取得支援コース」と申請用紙を間違えないようご注意ください。</li> </ul>		